

ヨーロッパリエゾン活動報告

古 谷 真 帆*

抄 録 本稿は、筆者が、日本知的財産協会のヨーロッパリエゾンオフィサーとして活動したことを踏まえ、現地で知財担当部員が置かれている業務の状況、サポートの現状、知財関係の在欧の国際機関等について紹介し、JIPAの今後の欧州における活動の在り方を模索するとともに、今後の日本企業の欧州における戦略的な情報収集、ネットワークング、そして、情報発信についての参考情報として、その活動結果の一部を報告するものである。

目 次

1. はじめに
2. 企業の知財活動の拠点としての欧州
 2. 1 欧州における日本企業の知財課題
 2. 2 欧州を見る視点
 2. 3 グローバルな模倣品対策拠点としての欧州
 2. 4 情報収集のハブとしての欧州
3. 知財担当部員の欧州における業務の状況
 3. 1 知財担当部員の類型
 3. 2 駐在員の派遣先
 3. 3 駐在員の業務の隘路
 3. 4 求められる知財人材から見た求められる駐在員
4. 日本企業の知財活動に係るサポートの現状
 4. 1 日本政府
 4. 2 ジェトロ（日本貿易振興機構）
 4. 3 有志の研究会等
5. 知財関係機関との関係構築の視点
 5. 1 国際機関
 5. 2 欧州関係機関
 5. 3 各国関係機関
6. NGO活動への注目
7. おわりに

1. はじめに

筆者は、平成27年4月から平成30年3月まで、オランダのハーグを中心に、日本知的財産協会

のヨーロッパリエゾンオフィサー（以下、ELとする。）として活動した。特定の委員会、プロジェクトの活動とは異なり一個人という限られたリソースの中ではあるが、個社の利益から一歩離れ、今後の欧州におけるJIPA国際活動の探索のために行ったELとしての活動を通して、欧州での日本企業の活動について調査し考察したことを報告する。なお、本稿の意見にわたる部分は全て私見である。

2. 企業の知財活動の拠点としての欧州

2. 1 欧州における日本企業の知財課題

欧州滞在中、欧州で活動する日本企業に対して欧州における知財活動に関するヒアリングやアンケートを実施したところ、市場としての重要性は別論として、欧州での個社の活動が個社ごとに多様であり、知財権訴訟に対応がせまられる米国、模倣品侵害に対応しなくてはならないアジアという比較的特徴を見出しやすい他地域とは状況を異にしているものと考えられた。

* 日本知的財産協会 政策グループ員、
東京大学政策ビジョン研究センター 客員研究員
法学博士 Maho FURUYA

知財戦略としての欧州の位置づけは、個社のビジネス戦略とグローバル知財戦略の中でしか特徴づけできないものであり、日本企業の課題が概ね同様ではなく、その戦略も一つの方向性で色づけられるようなものではなかった。

2. 2 欧州を見る視点

欧州を見る際に重要な視点は、当然であるが、単一主権国家である中国や米国と同じではないという点である。欧州とは何か。欧州¹⁾、EU、又はユーロ圏などのカテゴリーはあっても、独立した主権国家の集合体であり、多くの国際的な場では各国の平等な権利が確保されていることになる。それは例えばEU自体の意思決定につき、EU外の第三国が特定の1か国と結び付きを強めることでその第三国に不利なEUの意思決定を少なくとも阻害するということが可能になることも意味する。そして、欧州各国にはそれぞれ固有の民族的、言語的、人種的な歴史もあり、イギリス、フランス及びドイツなどの欧州地域の大国の状況をみただけで、欧州全体の状況が把握できるというものではない。

そのような不確定要素はあっても、米国および中国の二大大国に挟まれた日本、そして日本企業において、欧州に進出し、欧州企業をパートナーとすることは、避けて通れない道程であり、むしろ、今後積極的に欧州に進出していく利点もあるように見受けられた。市場規模もさることながら、最も大きい点は、知財権をはじめ法についての基本的な価値が共有できていることと考えられた。周知のとおり、ヨーロッパは、もともと日本が民主主義、法の支配および基本的人権といった基本的な考えを学んだ継受した相手であり、現在でもそのような価値を互いに共有できているとみられている。漠とした指摘にとどまるが、JIPAや日本企業が国際社会に向けて知財の分野で発信を続ける上で、基本的な価値を共有できるパートナーの存在は大

きいといえる。

2. 3 グローバルな模倣品対策拠点としての欧州

欧州は日本から見ると制度的に安定しており、模倣品対策はあまり問題とならないようにみえるかもしれない。しかし、アジアからの模倣品の流入が、中国、韓国、台湾、インドに続いて多い状況²⁾にある。現実には欧州内でも模倣品被害が起きており、欧州の人々は、9割以上の人々が知的財産権の重要性を理解しながら、7割近くの人々が、オリジナルの値段が高すぎたり、生活をしていくためには模倣品を購入することも了解できると考えているとの調査結果も出ている³⁾。

欧州にいと、模倣品対策を行う知財担当者はアフリカ、中東を併せて担当することが多く、自ずと国境をまたぐ模倣品対策に精通することになり、今後更に増えるであろう複数の国境をまたぐような模倣品対策に精通した人材の育成という意味でも重要な拠点になると感じられた。

2. 4 情報収集のハブとしての欧州

知財情報の入手という観点からみると、現地では、隣国であるロシアやトルコの質の高い最新情報に接する機会が格段に多く、旧宗主国として、アフリカのフランス語・英語圏、ラテンアメリカのスペイン語・ポルトガル語圏の情報は豊富に存在していることが指摘できる。アフリカやラテンアメリカの知財情報の入手を考える場合、それぞれの旧宗主国からの影響力と反発などを考慮した上で、欧州の旧宗主国を経由した情報収集を行うことが有効となる場面もあるかもしれない。

3. 知財担当部員の欧州における業務の状況

3. 1 知財担当部員の類型

では、実際に、日本企業の現地知財部員はどのような活動を行っているか。先に述べたように会社ごとに異なっているが、大きく次の3つのカテゴリーに分けられる。第一に「駐在員」がおり、3～5年程度、相当長期に滞在している。駐在員は、現地の権利化業務、訴訟対応、模倣品対策など個社の業績に直結する業務を行い、更に個社のグローバル知財戦略の策定、知財部門の立ち上げなどにも関与していることもある。第二に「トレーニー」として、6か月～2年程度、基本的に研修目的で派遣されている類型がある。研修内容は、権利化業務、知財権に関する契約、訴訟対応、模倣品対策などの個社によってさまざまであったが、個人の経験や能力の向上に主眼がある点が特徴である。技術系のトレーニーであれば大学で研究に従事している者もいたが、知財のトレーニーで、大学に籍を置く人は知る限り見かけなかった。第三に「現地採用の知財部員」がおり、駐在国の有資格者から事務員まで幅広く採用されている。これらの三者をどのように構成し、知財活動を展開していくかは、個社の状況に応じて多様であるが、ただ、駐在員を置くことは大変に費用が掛かるため（駐在員1名を派遣する費用があれば、現地の有資格者が2名雇えるといわれている。）、現地採用に体制を切り替えつつあるという傾向もみられた。グローバルな知財戦略の一環ではあるが、後に書くように、現実的には、駐在員ですら限られた権限の中で、流動する欧州の現状に対応しなければならない状況にあり、本当に現在の傾向が、日本企業全体の体力を鍛えるのによいのかについては、更に検討を要するものと感じられる。

3. 2 駐在員の派遣先

日本企業にとって、欧州のどの国に駐在員を派遣するかは重要な決定であるが、現状は、ミュンヘンとロンドンの二極に集中していた⁴⁾。この2極集中の結果として現地での日本企業同士の情報交換に資する面がある反面、ヨーロッパの多様性や現実の流動的な動向をみるには日本企業が有する情報が偏る可能性があると思われる。

欧州各国がEUベースの統一的なルールと各国固有のルールに基づいて多様な活動を行っており、JIPAのような団体は、個社が対応できない地域を重点的に、かつ同時に欧州全体をバランスよく観察することが非常に重要であると考えられた。

二都市への集中傾向に加え、その中でも一般的に日本人駐在員コミュニティの結びつきは大変に強いという傾向も浮かび上がった。そこでは日本語で情報交換が行われ、相互に異国で助け合うという利点がある反面、お互いの関心や情報ソースがそれほど異ならないため、業務への革新的な発想や新たな課題の発掘を志向する機会を自ら低減させているおそれがある。現地採用の知財部員に日本人外のネットワークからの情報収集を委ねるといった選択肢もあるが、肌感覚で現地の情報を体得するには自ら日本人外の知財ネットワークに飛び込むことは有効であろう。

3. 3 駐在員の業務の隘路

欧州知財部員の業務は、先の欧州の知財拠点としての特色のせいも、内容も多様で、個社によって分かれている。そのため、欧州において日本企業が一体となって活動するという状況が生まれにくかったのかもしれない、のちに紹介するジェットロIPGなどの新たな取組みが始まって、やはり従前の状況は変わらず存在しているのかもしれない。

現実には現地の特許庁、知財関連省庁、裁判所などを訪問するにしても、個社が個別で行うには利害関係が前面に出てしまい、アポ入れ自体が難しいという側面も否めない。

EU・各国の官公庁だけではなく、知財コミュニティレベル、現地産業分野ごとの団体でも先方からみると日本企業全体としての対応であれば受けてもらえる機会が非常に多い。EL自身、1度でも直接担当者と話す機会があり、名刺交換することができれば、次に何かあったときの先方の反応の速度と内容が大きく異なるということを実感している。

欧州の駐在員がより円滑に必要な相手にアクセスできる機会を増やすべく、JIPAとしても、現地で必要とされているニーズを見極め、日本企業全体として戦略的に欧州に展開するための取り組みを行うことが重要であると考えられた。

3. 4 求められる知財人材から見た求められる駐在員

第4次産業革命を迎えイノベーションを取り巻く環境の変化に対して、JIPA近藤理事長は、必要とされる知財人材について、権利化実務等の法律事務能力を前提として、更に、「事業環境やビジネス環境、あるいは社会の目指すべき姿をしっかりと認識して活動できる人材、時には今までのやり方では不十分であったり、できないこともあると気づき新たな活動にチャレンジする人材が必要とされるであろう⁵⁾」と指摘されている。しかし、各駐在員の立場や業務内容がさまざまであり、業種にも偏りがあることなどからすると、現地日本企業として、複数企業間における共通課題を設定することが容易ではない。つまり、駐在員個人が自発的で積極的な活動を行うことが難しい環境にあるとも言えるが、現場では、駐在員が急速・急激に変わる欧州知財制度のなか、試行錯誤で活動しているように感じた。

個社の業務にとっても利益となることであるが、前述のとおり、共通の課題の設定が容易ではないので、個社や個人がイニシアティブをとることに限界がある。そのような中で、JIPAとしては、より鳥瞰的な視点から欧州での日本企業の課題を見極め、欧州の駐在員がチャレンジするための土台作りをしていくことが期待されていると考えられる。



ロンドンの日本企業駐在員の方たちと

4. 日本企業の知財活動に係るサポートの現状

では、欧州の日本企業の駐在員が現地で受けているのはどのようなサポートがあるのだろうか。

4. 1 日本政府

外務省は、①海外における日本企業への支援及び海外市場での権利侵害への対応及び②国際協議及び国際的な制度の構築への取り組みを行っている⁶⁾。①について国内外の関係各機関が連携し、支援体制を構築し、②について全在外公館における知的財産担当官を任命（2005年3月）して企業の知的財産保護を支援するため、知的財産権関連相談の対応窓口を明確にし、迅速な対応を行う体制を構築した。例えば、在外

公館を通して行政機関への申し入れが成功した事例として、ポーランド、イラク、グアテマラ、トルコなどの在外公館での取り組みが紹介されている⁷⁾。「アフリカ知的財産担当官会議」の開催（2017年3月17日開催）、南西アジア・東南アジア知的財産担当官会議（2017年2月1日開催）など、アジア、アフリカ地域を中心に知的財産担当官会議が実施されている。特許庁出身のアタッシュ（各府省庁等職員）がいるヨーロッパの在外公館は、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部、在ミュンヘン日本国総領事館、在チェコ日本国大使館であり、それぞれに1名が在籍している。日本企業支援の一環として、例えば在ミュンヘン総領事館の活動⁸⁾があり、後述する。

外務省における予算の規模は知的財産権侵害問題への効果的な対策を講じるために必要な各国知的財産制度の調査等に要する調査員雇用経費及び、知的財産担当官会議へ出席するための旅費として、平成29年予算額（1,203万5,000円）、平成30年度概算要求額（1,290万4,000円）が計上⁹⁾されている。

なお、海外における企業の知財活動の支援という観点では、2004年から始まった「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」の活動もあるが、相談案件の「模倣品の製造国・地域」についてみると、中国を筆頭にアジア諸国での問題に関する相談が主であり、ここではその内容についての紹介を割愛する。

4. 2 ジェトロ（日本貿易振興機構）

(1) ジェトロ・デュッセルドルフ知的財産部

ジェトロ・デュッセルドルフ事務所知的財産部¹⁰⁾には、特許庁から2名が出向しており、欧州の知財関連問題をフォローする中心的な機関となっている。特許庁委託事業により欧州各国の知財関係機関、欧州委員会等のプレスリリース等をまとめて定期的に配信しており¹¹⁾、欧州

知的財産制度の最新動向に関する重要な情報源となっている。欧州各国における知的財産訴訟に関するマニュアルも広く掲載している。また、次に紹介する欧州IPGの事務局も同知財部に置かれている。

(2) 欧州IPG

欧州IPGは、欧州における知的財産に関心のある企業等が相互に協力、連携の促進を図り、また、一体となって知的財産問題の改善、解決に向けた情報の共有、活動を行い、欧州における適切な事業環境の実現に資することを目的として、2016年2月に設立された。ELも「(一社)日本知的財産協会ヨーロッパリエゾン」として会員登録し、設立から活動に参加させていた。

IPGの会員企業について、名簿は公開されていない。欧州IPG第一回総会(2016年9月開催)¹²⁾および欧州IPG第二回総会(2017年10月開催)¹³⁾のIPG総会の参加者はだいたい20名弱、両年とも、参加企業の大多数は、電気、機械、自動車関係で、化学、医薬関係の企業の参加は1、2社となっている。参加企業の中には、IPG開催に合わせて日本から複数名出張してくる企業もあった。欧州知財機関に対して、企業の声を直接に届けられるという点は、企業にとっては魅力的なのかもしれない。

IPGの活動については、①定期会合等を通じた会員間での情報共有、②外部講師等を招いたセミナーの開催、③欧州の知的財産関係機関との意見交換・要望書の提出とされている。②については、第二回IPG会合開催と併せ、「デュッセルドルフIP Days 2017」を開催するなどの取り組みがすで実施され、③については、EPOとの意見交換のほか、各国裁判所、各国知財庁、税関などと精力的に意見交換を実施している。

4. 3 有志の研究会等

特許庁及びジェトロの取組み以外に、日本企業（および在住の知財専門家）が自主的に集まっているものとして以下のものがある。

(1) UK知財研究会

ロンドンに駐在している知財専門家（駐在員だけでなく、弁護士、弁理士や特許庁出向者を含む。）を中心に企画されているものとして、UK知財研究会がある。開催日は、毎月第3金曜日で、開催場所は、主として弁護士の所属事務所を利用して実施している。

なお、2018年上期勉強会トピックスについては、①日本の審判制度について、②特許移転価格、Patent Box等について（仮）、③UK最高裁均等論判決、④日本の地方創生と特許、⑤日本とイギリスの特許訴訟の違いと日本の特許訴訟の課題、⑥今更聞けないEuro-PCT出願である。

(2) ミュンヘン知財研究会

ミュンヘンに駐在している知財専門家（ロンドン同様、駐在員だけでなく、弁護士、弁理士や特許庁出向者を含む。）を中心に企画されているものとして「ミュンヘン知財研究会」があり、四半期に一度のペースで懇親会を開催している。知財に関するトピックについて（内部又は外部から）スピーカーを招いて、それを踏まえてメンバー間で討議する場を設けることについて提案があった以降、外部有識者を招くなどして勉強会が開催されている。テーマとしては「ドイツ特許庁（DPMA）および欧州特許庁（EPO）への出願手続を完全にするには」などが議論されている。

(3) その他

上記2つの研究会以外に、ロンドン及びミュンヘンを中心にそれぞれ現地担当有志が集まっ

て勉強会を開催している。

ミュンヘンについては、2017年4月に立ち上げられ、その後、1か月に1度程度の割合で開催されている。企業のための会合として、①現地におけるプロフェッショナルとして実務に関する専門知識レベルを上げること、②企業だけでなく、関係当局とのコネクションをつくることを目的として活動している。2017年度は、EPO/DPMAの実務比較（主に新規性、進歩性、補正等）（①）とEPO/DPMAの審査官に対する日本企業による技術説明会の開催（②）が目標であった。

具体的には、各社が関係ある代理人に依頼してセミナーを行い（①）、また、勉強会での議論も踏まえ、在ミュンヘン総領事館よりEPOやDPMAに対して技術説明会開催の働きかけを行う（②）などしている。これまで、前者（①）に関しては、ア）KBS 新規性における欧独の違い、イ）TBK 新規性における欧独の違い、ウ）Winter 新規性、補正における欧独の違い、エ）MFG 進歩性に関する欧独の違い、オ）Meisner Bolte ドイツ実用新案、カ）VJP 進歩性における欧独の違い、キ）Winter 進歩性における欧独の違いなどを検討して、知見として整理している。また、後者（②）に関しては、EPO審査官に対して日本企業数社による技術説明会が開催された。

ヨーロッパは、企業の有する知財問題の課題が各国で必ずしも同じではなく、各国における日本企業のニーズを反映した在外公館での日本企業支援というのは有益な活動であると考えられる。

5. 知財関係機関との関係構築の視点

日本企業全体として欧州での知財活動を活性化させるとして、もし仮に、前出のように「現地日本企業が複数企業間における共通課題を設定することが容易でない」なら、JIPAが日本企業をとりまとめ一体となって対応をすべき課

題は自ずと明らかとなっている。その中で、国際機関、国家間機関、欧州関係機関、各国国内機関との関係構築は、JIPAが組織力をもって日本企業の知財活動を活性化のために関与できる中核の一つといえる。

知財関係機関との関係構築の更なる深化は、長期的な視野で、戦略的に不断に検討すべき課題であるともいえるが、ELとしてもいくつかの機関を訪問する中で、大きく二つの視点があると感じたので、未熟ではあるが、本稿での紹介の背景として提示したい。

第一に、JIPAが組織として知財関係機関に対応するにあたって、当該機関の設置根拠（条約、決議、協定等）、上部機関の有無及び活動資本の供給源の見極めが重要である。例えば、EUから年次的に予算が供給されているのか、条約加盟国の分担金が義務的なものか任意的なものか、機関独自に手数料収入がある場合、その比重はどの程度か、それらの点を確認して対応することで、ユーザーとしてのJIPAや日本企業の発言力をどこまで強めることができるかの一つの目安にすることができる。むしろ、日本企業との関係では、JIPAはユーザーの代表として戦略的に当該機関を活用する責務があると考えられる。

第二に、国際機関その他の機関の職員との関係は、個人ベースでのネットワークキングが極めて重要である。国際機関等の職員の仕事は、一見して華やかで能力と機会に恵まれた人々が職務を謳歌している印象を与えるが、想像するより遥かに過酷で個人主義的である。各ポストの上下関係、与えられた権限は明確化され、内部の独自の昇進のシステムも基本的にはなく、セルフプロモーションで次の職種に申請して選考過程を経て採用されていくというケースがほとんどである。

そうすると、総論として機関同士の関係という傘があったとして、個別の情報の入手や実質

的な意見具申などにおいては、いかに当該機関の適切な担当者に適切な方法でアクセスできるかが戦略の成否を分けることにもなりかねない。担当者の裁量が広い部分もあり、個別の機関のコンタクトパーソンがきちんと開拓できれば、そこから、場合に応じて適切な担当者に繋いでもらうことが可能であり、容易である。

欧州の知財関係機関や知財関係団体は、JIPAや日本企業との交流を、基本的に歓迎していることは疑いがない。しかし、先方からみた優先順位の判断、当方が必要な時機に適切な対応をしてもらえるかなど、利害が一致しない事態はいつでも予想される。両者がウィン・ウィンの関係になり、継続的な交流を実質化していくには、相手の置かれた状況を踏まえて、組織として、また、個人として、戦略的に、平時から情報収集とネットワークキングを行っていくことが不可欠である。

以下、網羅的なものではないが、欧州滞在期間中にEL業務として関係や関心を持った団体又は関係の発展が期待される機関を紹介する。

5. 1 国際機関

国際レベルの知的財産の問題につきJIPAはこれまでWIPOとの協力関係を軸に、国際的な意見発信を行い、国際知財制度の発展に一定の重要な役割を担ってきたところ、WIPO自体の活動がますます多様化し、それに伴い利害関係者も多様化している中で、現在のWIPOの活動につき、JIPAがどのように関与ができるかを改めて把握することは意味がないとは言えない。また、国際制度を取り巻く急激な環境の変化で、他の国際機関ともコミュニケーションを直接とっていく必要性についても検討をしていく時期にきているかもしれない。

国際機関は、相互に独立しているが、同じ都市にある機関は自ずと密接な交流を続けており、それぞれジュネーブコミュニティ、ブラッ

セルコミュニティ、ウィーンコミュニティ、そしてハーグコミュニティを構築している。知財権との関係では、中心となるのはジュネーブコミュニティである。

(1) 世界知的所有権機関 (WIPO)

WIPOは、世界的な知的財産権の保護を促進することを目的とする国連の専門機関であるが、191か国の加盟国からなる独自の予算で運用されている¹⁴⁾。JIPAは、継続的に作業部会や委員会に関連委員を派遣して活動をフォローし、近時オブザーバーステータスを取得し、各種作業部会に委員を派遣している。JIPAは、国際知的財産分野において多くの価値をWIPOと共有しており、これからもWIPOの各種活動をサポートしていこう。

WIPOの活動の中の国際発信としては、総会や委員会の議場での発言、サイドイベントの開催、委員会での参考文書の配布などがある。議題に対して提案ができるのは加盟国からのみであり、JIPA独自に提出できるのは参考文書である。単独で提案はできないが、各国政府にJIPAの意見を伝えることはでき、これまでも日本の関係省庁とは様々な形で連携してきた。NGOの強みは、具体的な事例を用いて自己の立場を主張できることであり、これまで通りJIPAもこの強みを生かしていくことが望まれている¹⁵⁾。

また、知的財産の活用範囲の広がりに伴い、WIPOは、世界保健機関、WTOとの三機関合同の取り組みも行っている¹⁶⁾。イノベーション、公共衛生、持続的開発目標についてのそれぞれの機関の取り組みを生かした合同シンポジウムも継続して行われており、また、イノベーションへのアクセスの促進など重なる分野での合同研究が行われている。この流れは、私権である知財権がいかに公共財としての役割を負うかといったより根本的な問題状況をはらんでおり、WIPOのこの分野での展開には今後も注目して

いきたい。



WIPO訪問 高木事務局長補(中央左)、夏目PCT国際協力部長(右)、宮本特許法セクション課長(左)と

(2) 世界保健機関 (WHO)

WHOは、人間の健康を基本的人権の一つと捉え、その達成を目的として設立された国連の専門機関であり、「知財と健康」という観点で知的財産に関する活動¹⁷⁾を実施している。

2016年5月にFramework of Engagement with Non-State Actors (FENSA) を内容とするフレームワークを採択し、NGOとの関係を組織化している。公的な関係 (Official relations) か否かについては、執行理事会が決定し、3年ごとに資格の再審査を実施する。公的な関係と認められたNGOは、WHOの会合に出席して議長の下発言することやサイドイベントを企画することが認められる。

NGOとして2017年1月時点で206の団体が公的な関係を有する。

(3) 世界貿易機関 (WTO)

世界貿易機関は、ウルグアイ・ラウンド交渉の結果1994年に設立が合意され、1995年1月1日に設立された国際機関である。「貿易と知的財産」という観点で、殊に知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS協定) に関連し

たテーマを中心に、知的財産について活動を行っている。マラケシュ協定の中にNGOについての規定がある（Article V：2）。

V 2条に基づき、1996年6月18日の会合で、「NGOとの関係調整のためのガイドライン（Guidelines for Arrangements on Relations with Non-Governmental Organizations）」を採択している。NGOは登録すれば、バッジが提供されWTOの建物に入り、公開のイベントに参加することができる。2017年2月時点で45の団体が登録している。

無論、これまでも、日本国政府は、知的財産およびその関連分野における国際動向の把握および情報提供を行っており、特許庁が毎年発表するTRIPS協定整合性分析調査報告書においては、TRIPS理事会で検討されている諸課題や、不十分な知的財産の保護による不正商品および侵害物品の製造・流通などの問題点について、その問題点や産業界のニーズ等についての情報を収集・分析を行っている。JIPAにおいてもこれまで関係プロジェクト、委員会が関係省庁と連携し、国際動向の把握や産業界の立場から意見表明を行ってきた。しかしながら、今回取り上げた2つの国際機関WHOやWTOについては、WTOは経済産業省、WHOは厚生労働省が主管している。知財の問題が多分野への広がりをもますます見せる状況では、産業界の声が適切に届く様に国内の情報共有、連携の在り方も検討する必要があるかもしれない。

(4) その他の機関（ジュネーブ所在）

ジュネーブには、規格標準特許（SEP）の重要性の高まりによって、注目されている次の機関も存在している。

1) 国際電気通信連合（ITU）

情報通信に関する国際標準の策定などを行う政府間機関であり、国際連合と協定を締結している。有線の電気通信技術の標準化を行う電気

通信標準化部門や無線通信技術の標準化や電波周波数の割り当てなどを行う無線通信部門などが存在する。構成国は193か国である。日本政府が分担金を支払っている。

2) 国際標準化機構（ISO）

各国の国家標準化団体で構成される、国際規格の世界的相互扶助を目的とする非政府組織。日本からは日本工業規格を策定する日本工業標準調査会が参加している。

5. 2 欧州関係機関

欧州では、国際機関と各国の国内政府機関、各国裁判所の間、欧州委員会、欧州議会、欧州理事会、欧州司法裁判所、欧州特許庁、欧州知財庁などの欧州関係機関が存在し、三階層となっている点が特徴である。中心になるのはEU関係機関であるが、例えば、EPOのように設置根拠が条約や協定であるものは、EUとは独立の機関として存在している。知財に関する欧州域内共通ルールを設定するという意味では、欧州委員会などの活動も重要であるし、欧州域内の国境をまたぐ模倣品対策のためにユーロポールなどについてもその活動を適切にフォローする必要がある。また、各国機関ではないが、欧州の数か国が集まって活動している知財庁や団体もあるので、以下簡単に紹介する。

欧州における単一特許及び統一特許裁判所の設立の動向については多くの紹介がされており、本稿では割愛する。

欧州委員会の策定したルールへの不服、欧州機関であるEUIPO等の決定に対する不服は欧州司法裁判所に申し立てることができる。欧州司法裁判所（特に一般裁判所）で最も大きな比重を占めているのは知財事件であり、欧州司法裁判所でも専門的又は技術的な事件の処理について審理改善の努力が行われている¹⁸⁾。

(1) 欧州委員会

欧州委員会の中には、研究イノベーション総局、競争総局などが設置されており、これらは日本の省庁に相当するもので、特定の政策分野や業務を担当しており、欧州委員の補佐、政策の実施、担当分野に関する法案の準備などを行っている。

欧州理事会、欧州議会の採択を経て実施されるものであるが、欧州委員会は、知的財産権エンフォースメントに係る指令（2004/48/EC）、商標ハーモ指令（2008/95/EC）、バイオテクノロジー発明の法的保護に関する指令（1998/44/EC）、営業秘密に関する指令（2016/943）など、EU指令を通して各国の履行を求めるものもあれば、ブラッセル規則、一般データ保護規則など国内に直接効力が認められる形でルールが策定されるものもある。一度策定されたルールの監督実施は欧州理事会が行っており、例えば、2017年11月には、知的財産権保護及びイノベーションの強化に係る対策を公表し、模倣品・海賊版対策の強化、及び、標準必須特許（SEP）のための公正かつバランスのとれた制度の構築などについてのガイダンス等が示されている。

(2) 欧州特許庁（EPO）

EPOは、欧州特許条約に基づいて設置された国際機関であり、現在、38か国、欧州の拡張国2か国、非欧州国2か国で、欧州特許は承認されている。加盟国から構成される評議会が最高意思決定機関で、欧州特許庁はその執行公機関に当たる¹⁹⁾。

JIPAは、EPOユーザーとして、これまで継続的な協力関係を構築し、意見交換などを行い、ユーザーフレンドリーな特許サービスを行うように働きかけをし、多くの成果を上げてきた。

具体的には、2012年からは、継続的にクオリティーミーティング（Partnership for Quality meeting）を開催し、また毎年EPO幹部や審査

官とも継続して意見交換を実施している。

EPO関係者から、JIPAの意見というのは、委員会、プロジェクトの活動の裏付けがあり、意見交換をすると庁としてもユーザーの客観的な声という観点で大きな示唆があると言われており、今後も良好な関係が継続していこう。

(3) 欧州連合知的財産庁（EUIPO）

欧州知財庁は、EUの専門機関であり、EU加盟国のための組織であり、欧州理事会、欧州委員会、欧州議会の監督監視を受けている。JIPAは、EUIPOユーザーとして、年次総会等に関係委員を派遣している。

(4) ユーロポール（EUROPOL）

ユーロポールは、EUの機関である²⁰⁾。知財犯罪ユニットは、2008年2月に1名から立ち上げられ、その後模倣品の取り締まり強化のため人員を拡大して、2013年より18名体制で行っている。現在は、①IOS（1～7）（インターネット上における模倣品の販売）、②OPSON（食品に関する知財犯罪：商標、地理的表示、育成者権、消費者保護）、③VIGORALI（薬品偽造）などのプロジェクトを実施しており、具体的な



ユーロポール知財犯罪ユニット クリス氏と

活動例としては、中国からイギリス、スペインを経由してヨーロッパ各国に薬がインターネット販売された事案につき、国を越えた共同捜査(Marz)を実施して犯罪地の割り出し(オーストリア)、容疑者9名逮捕という事例などがある。ユーロポールに対して個別に模倣品被害について相談にくる日本企業もあるが、中国が政府・企業が一体となって各オペレーションに積極的に関与していることと比べると、日本企業や日本政府が更に関与する余地は多分にある

(5) その他

ヨーロッパで実際活動して興味深かった点として、各国とEUの間に、数か国が集まって活動する知財庁や団体が複数存在していることである。

1) ベネルクス知財庁²¹⁾

ベネルクス三国の意匠及び商標についてのみ統一条約に基づいて設置された機関。職員80名、ほとんどがオランダ人で、ベネルクス地域の意匠、商標の出願・審査を行っている。

同知財庁の異議については、ベネルクス知財庁からベネルクス裁判所へ直接上訴される。

欧州知財庁とは連携しているが差別化も図っており、その特徴として、商標、意匠について全ての手続き(審査、異議、取消)について、スピードが早い、コストが安い、デジタルでの手続きが可能という利点がある。実際に、ヨーロッパの企業は、ベネルクス知財庁を欧州市場開拓のトライアルに使っていることが多い。

アイデアを保存(登録)できる仕組みとして、i-DEPOTも運用しており、出願人が、著作権、営業秘密など登録がない権利を主張する場合、これを活用できる制度となっている。

2) ヴィシェグラード・グループ(中欧知財庁)

2015年2月、ハンガリー知的財産庁及びスロバキア産業財産庁は、チェコ、ハンガリー、ポーランド及びスロバキア(ヴィシェグラード4

か国=V4)が、ヴィシェグラード特許機構(VPI)に関する協定に署名した旨の声明を公表し、VPIが設立された。VPIは、特許協力条約の国際調査機関及び国際予備審査機関として活動することを目的として設立され、中欧及び東欧地域において、イノベーションと創造性の育成及び経済成長と競争力の促進に寄与することが期待されている²²⁾。

3) COTEC(スペイン・ポルトガル・イタリアの産業ネットワーク)

COTECはポルトガル²³⁾、スペイン²⁴⁾、イタリア²⁵⁾に設置されたネットワークで、ヨーロッパ企業の競争力を高めるため、イノベーションやビジネス環境について検討し、関係機関へ必要な提言などを行っている。例えば、ポルトガルでは国の約5分の1の会社が所属している。第4次産業革命などをテーマにこの3か国では持ち回りで会合を行っている²⁶⁾など、南欧州における産業イニシアティブとして非常に興味深い。

5.3 各国関係機関

欧州を見る難しさは、先にも述べたとおり、欧州が主権国家の集合体であり、欧州連合からのイギリス脱退(Brexit)を持ち出すまでもなく、各国がそれぞれ異なる政治状況や利害関係に置かれている点である。EUという国内の直接的効力を有する規範を生み出す超国家的な連合が存在していても、すべての国をひとくくりにみることは到底できない。

例えば、ヨーロッパの各国知財庁は、各国出願の規模などで主に担う業務が異なり、出願審査業務が主要業務ではない知財庁も存在し、中小規模の知財庁には、たとえば、スウェーデンの特許庁は新規性サーチや付与後特許の有効性サーチ、技術動向分析サービスを提供している²⁷⁾。

これまでは、日本企業の欧州出願がEPOに集中していると言われてきたが、統一特許裁判所の施行を見据え、かえって、日本企業は欧州に

おける出願行動を見直している傾向²⁸⁾も見られるとも言われ、各国知財庁の審査実務、政策などを把握するのはますます重要になってくるかもしれない。

各国政府および団体の取り組みは極めて多様であり、個社が対応できる部分にも限度があり、日本企業を全体としてみても、限りなく人材や資源を投入できる状況にもないことから、JIPAが組織として対応すべき部分、個社が対応できない部分について、よりよく日本企業と連携をとって、情報収集やネットワーキングを実施していくことが求められよう。

逆説的ではあるが、各国機関をみるときに、特に欧州委員会を中心とするEU機関との関係も忘れてはいけない。各国政府から拠出された豊富な資金をもとに、EUは、EU自体が設定した政策目的、統一的な制度設計、制度の均一化に向けて、優先順位をつけて、予算や基金を再分配している。そうすると、各国政府としてはEUの示す方向性に従わなければ資金的なサポートが得られないという関係もあり、自ずと欧州委員会等が示すクライテリアに向けた取り組みを行わざるを得ない状況が生まれている。

蛇足ではあるが、「2.2 欧州を見る視点」でも若干示唆したとおり、中小国にすれば個別の国力では対抗できない問題でも、EUを介してイギリス、フランス、ドイツなどの大国にも影響力を与えることができる構造となっている。それは利益だけではなく、互いの戦略と不満を生むことであり、状況は縷々変転している。欧州の各国機関と付き合う際にも、相手の置かれた状況と利害関係をよく把握することが必要である。

本稿では、ELとしてインタビューを実施した(1)から(3)の各国知財関係団体について紹介する。

(1) イギリス知的財産連盟 (IP Federation)

イギリスの知財機関である。正式会員とアソシエートメンバーの区別があり、企業が正式会員で、弁護士等がアソシエートメンバーとなる。アソシエートは、ポリシーを決める会合については参加することはできず、法律問題が生じたときのリサーチ等の補助を行っている。連盟の活動として、①委員会活動、②政策活動がある。①について、企業のマネージャークラスが参加し、特定の領域について検討を重ねている特許委員会、商標委員会などが存する。その他に、カウンセルミーティングというものも月一回開催している。

IPフェデレーションの実施する政策活動に政治家等とのネットワーキングがあり、ポリシーペーパーを発出することも実施されている。ネットワーキングという点で、連盟はUKIPOに強いパイプが存在しており、EUの知財委員会とも頻繁にネットワーキングをしている。連盟でポリシーペーパーの取りまとめを統括しているのが事務局長で、会員各方から出された意見を連盟の意見として取り纏めている。

研修については、個社の問題であるから、連盟においては実施していないと説明された。

(2) オランダ最大の使用者団体・オランダ中小企業連合(VNO-NCW en MKB-Nederland)

オランダの産業団体である。活動本旨は、オランダの政府へビジネスフレンドリーなビジネス環境の構築を提言していくことである。知財委員会は、20から25名でほとんど大企業から構成されている。オランダ政府(経済省)は、年に4回ほど会合を催していて、知財政策に関連する事項について専門家から話を聞いている(アカデミア、産業界、発明家、弁理士・弁護士など)。特別な課題がない限り、知財委員会も、政府の会合に合わせて開催される。

知財委員会での取り扱うテーマについては、

会員からの提案もあるが、政府の検討テーマに合わせることが多い。最近の取り扱いテーマは、統一特許裁判所、育成者権、バイドール制度、グレースピリオド、データ保護などが取り扱われた。

政府との会合も重要だが、最近では政治家へのロビーも精力的に行っていると説明をうけた。理由として、オランダ国内でも、知財についての消極的な意見が散見されるため、政治家が知的財産について誤った認識を持つ可能性が出てきており、それについて、イノベーションの観点から政治家に知的財産の重要性を説明していると、説明を受けた。

(3) フランス大企業協会 (The French Association of Large Companies : AFEP)

フランス大企業協会は、フランスにおける多国籍企業の保護およびそのビジネス環境の整備を目的として、1982年に設立された。会員は180企業あまり、業種も多様だが、大企業のみが会員となっている点がフランス企業運動 (The Mouvement des entreprises de France : MEDEF) の会員構成と異なる。AFEPは会費で運営しているため、政府の影響は受けずに、主に、規則、指令に関する法的意見を関係官庁に提出する意見発信を行っている。ロビー活動は、個社にまかせていて行っていない。パブリックコメント等があった場合は、180ある会員各社に意見を照会し、それを集約するという方法をとっており、JIPAの様に委員会、プロジェクトなどの定期的な活動はしていない。

現在の課題として、個人情報規則の施行に向けた準備作業を行っている。また、ビジネス環境のデジタル化に伴う新たな取組みとして、サイバーセキュリティの問題に注目しており、模倣品対策と同様に力をいれて取り組んでいる。

模倣品対策は主にフランス、ヨーロッパでの対策をメインに活動しており、日本企業にも参

考になる対策例 (ルイ・ヴィトン) などもある。

一部新興国企業の台頭につき会員は脅威に感じており、殊にサイバーアタックによる不正な情報取得の問題は深刻で、会員は日々被害にあっている状況である。ヨーロッパの制度の穴をうまく使い、ヨーロッパでビジネスを展開している感があるとの発言が見られた。

6. NGO活動への注目

ビジネスの変化が速く、国の政策や立法が後追いになってしまうこともある現代において、より敏感に私的に形成されている規範²⁹⁾を把握する必要がある。そのような状況を把握するためには、国際機関、欧州機関、各国機関以外に、その重要なアクターであるNGOの活動にも注目する必要がある。

かつては、知財NGOというと、環境保護、消費者保護などの視点をもった団体が主であり、知財分野での政策決定やルールメイキングへは一定の役割を担ってきた³⁰⁾。今後は、企業が構成する経営者団体や業界団体も同様の役割を担っていくかもしれず、JIPAもその目的達成のために、NGOはいかに国際舞台で発言力を高め、実質的な政策決定に影響を与えているかについて把握する必要はあるのかもしれない。

国際機関等では、各国政府が正規メンバーとして総会や作業部会に参加することは当然であるが、そのルートに限定されるものではない。先にあげた機関の中でも、JIPAとして、日本政府と協力して日本企業全体の発展のために活動できる余地は大きいと感じられる。

現在の大きなトレンドとして、製薬関係の知財問題にみられるように知財権が私権利とはいえ公益の実現と無関係ではないという認識が広がり始めている。オープンなエコシステムは社会的な課題を解決する方向に導かれる傾向にあり、その分、公益目的を掲げた場合には会議などで他のアクターの協力も得られやすいという

こともある。世界の潮流をNGOなどから情報収集して、いかに戦略的に動けるかは今後重要になるかもしれない。

7. おわりに

急速に変化するグローバルな舞台で、日本企業そしてJIPAが知財分野のリーダーであり続けるためには、日本全体の経済規模を含めた客観的な状況を直視し、柔軟に戦略を構築していく必要がある。

企業ベースで、イノベーションの動きに対応していくには、外部の労働市場からの人材の流入と内部の社員の教育の両方のバランスが重要であるとされている³¹⁾が、これは今後の日本の知財部の人員構成や教育を考える場合にも、一つの考慮する観点かもしれない。特に外部の労働市場の流動性について、世界レベルでは、高度な技術人材の流動性はかなりダイナミックに行われており³²⁾、たとえばシリコンバレーのように個人レベルでの人材の流動性によってイノベーションが達成されているという現実も存在する。

現実的に日本を訪問したことがある欧州人は多くなく、東アジアは地政的にも距離感がある地域で、隣国と日本に対する区別のない欧州人も少なくない。それでも、日本に対するイメージは比較的価値観が共有できるといった点だけではなく、清潔感があり、中立で誠実な国であるという良いイメージが持続しているといえる。

このような状況を踏まえた戦略的な視点としては、日本が日本の固有の主張を強調するだけではなく、どの国と組んでどの部分協同して活動できるかといった視点が重要となる。

欧州では、まだまだ日本経済、日本企業の情報限定され乏しい状況にある。従前より繰り返されていることであるが、国際発信は今後更に重要性を増していくものと考えられる。情報があふれている社会にあってこそ、近未来の情

報収集は情報発信とともにあり、良質な情報発信をするところに情報が集まるという傾向が進むと考えられる。

先に日本自体の信用度と切り離せないといった点と逆説的になるが、国家の国境に囚われず、個人の間でのオープンなネットワークの重要性はますます増していくものと考えられる。日本からみると非常に大きな出来事でハードルが高そうにみえる物事でも、現地で国際機関の職員に聞くと、あっさり有用な情報提供が得られるといった事例はヨーロッパリエゾンの業務の中でも経験した。その情報が置かれた文脈や関連の情報、情報が作られた雰囲気を知るには現地のネットワークに入り、その中から情報を得るのも一つの近道かもしれない。

もう一点、言語という意味で、英語が持つ影響力や有用性は否定できない。この点は、MITで調査されたグローバル言語ネットワークの結果からも示されており³³⁾、同じ内容であっても日本語で発信するのと、英語で発信するのではその影響力が異なり、また、取得できる情報量としても大きな差がある。そして、言葉の問題はもちろん、言語発信のプラットフォームも国際的な発信力と大いに関連するとも言われていて、また国内向けの議論というのは発信力が低いということも興味深い³⁴⁾。それに加え、母国語以外で得る情報はその情報を数多くの情報から選別した人、そして翻訳した人、またそれを発信する人の主観や考えが影響する場合もあり、必ずしも一次情報から得られる情報と一致しているとは限らない³⁵⁾、ということにも注意が必要である。JIPAとしても、グローバル言語ネットワークをふまえ、さしあたり英語での情報収集、情報発信をさらに強化することは国際活動展開において重要な事項であるだろう。

今回、欧州での活動を帰国後、東京で総括するという、貴重な機会をいただいた。

本稿の中で、個人間のオープンなネットワー

クの重要性について触れたが、単独で行っていたELの活動はまさにこの個人間のオープンなネットワークを活用したもので、個人的に交流させていただいた国内外の政府関係者、日本企業の知財担当部員の方々等には、様々な形でELの活動にご協力いただいた。少しでも現地の声を反映することができれば幸甚である。もちろん、記述の不正確や理解不足は全て筆者の責任に負うものである。末筆ながら、久慈専務をはじめJIPA事務局の同僚に多くのサポートと支援をいただいた。

情報は陳腐化する。それでも、本論稿が日本企業の欧州における今後の知財活動については事業活動に多少なりとも資することを願ってやまない。

注 記

- 1) 「欧州」という言葉でさえ、欧州司法裁判所という「欧州」はEU28か国をさし、欧州人権裁判所では、ロシア、トルコを含めた47か国の加盟国を指していることに留意する必要がある。
- 2) 特許庁、2017年度模倣被害実態調査報告書（2018年3月）
- 3) OECD/EUIPO（2018）, Trade in Counterfeit Goods and Free Trade Zones : Evidence from Recent Trends, OECD Publishing, Paris/EUIPO.
- 4) 筆者が、IPGに参加していた際、ご一緒するほとんどの駐在員（毎回20名弱）は、ロンドン、ミュンヘンに駐在されていた。二都市以外であれば、鉄鋼系でデュッセルドルフ（1名）、電気系でシュトゥットガルト（1, 2名）、化学系でブラッセル（1名）という方もおられた。製薬系でライデン（1名）に駐在されている方がおられたが、後任の方の着任はなかった。
- 5) 近藤健治, 知財管理, Vol.67, No.4, pp.441~450 (2017)
- 6) 外務省経済局知的財産室「外務省における知的財産権保護推進の取組状況」2017年2月
- 7) 詳細については、外務省の知的財産保護支援のページにおける「在外公館」の取組みを参照。
www.mofa.go.jp/mofaj/files/000235058.pdf

- 8) 濱中信行, 特技懇, No.283, pp.68~77 (2016)
- 9) 委細は、以下のサイトを参照。
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000285156.pdf>
- 10) 中野宏和・田内幸治, 特技懇, No.284, pp.62~72 (2017)
- 11) 欧州知的財産ニュースのメールマガジンは速報性があり有益な情報提供が行われている。
- 12) ジェトロ・デュッセルドルフ事務所, 欧州知的財産ニュース「欧州IPG 第一回総会」特集号 (Vol.79)
- 13) ジェトロ・デュッセルドルフ事務所, 欧州知的財産ニュース「デュッセルドルフIP Days 2017」特集号 (Vol.88)
- 14) 1883年のパリ条約, 1886年のベルヌ条約世界知的所有権機関を設立する条約, そして1967年の世界知的所有権機関を設立する条約が1970年に発効したことでWIPOが設立され, 1974年から国連の機関となった。
- 15) 高木善幸, 知財管理, Vol.68, No.4, pp.415~429 (2018)
- 16) WHO, WIPO, WTO 三機関合同の活動に関するWIPOページは以下を参照。
http://www.wipo.int/policy/en/global_health/trilateral_cooperation.html
- 17) WHOの知財に関する活動のページ
http://www.who.int/topics/intellectual_property/en/
- 18) 欧州司法裁判所における知財事件の審理, 統一特許裁判所について, 欧州司法裁判所と各国裁判所の協調と軋轢について, 古谷真帆, 日本知財学会第14回年次学術研究発表予稿集「欧州連合司法裁判所からみる統一特許裁判所の位置づけ」参照。
- 19) EPOのガバナンスについては, 以下参照。
<http://www.epo.org/about-us/governance.html>
- 20) 知財犯罪ユニットの責任者であるクリス氏へインタビューを実施した。
- 21) 商標審査官, 対外関係担当者, 法務担当者へインタビューを実施した。語学圏としてのベネルクス三国の特徴もあり, 訪問日はフランス語をしゃべる日になっていたほか, クロワッサンが提供されていた。英語デー, オランダ語デーもあるようだ。
- 22) ジェトロ・デュッセルドルフ事務所, 「チェコ,

- ハンガリー、ポーランド及びスロバキアがヴィ
シェグラード特許機構に関する協定に署名」、
[https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/
europe/ip/pdf/20150226.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/europe/ip/pdf/20150226.pdf)
- 23) COTECポルトガルのページ,
<http://www.cotecportugal.pt/en/>
- 24) COTECスペインのページ,
<http://cotec.es/>
- 25) COTECイタリアのページ,
<http://www.cotec.it/>
- 26) COTECヨーロッパサミットについて, 以下参照。
<https://coteceuropesummit.com/#cotec>
- 27) 特許庁, 特許行政年次報告書2017年版, 268頁
- 28) EPOの統計である「European patent applica-
tions 2008-2017 per country of residence of the
applicant」では, 日本からの出願は緩やかな減
少傾向を示している。German Patent and Trade
Mark Office, Annual Report 2016, p.5から, ド
イツ特許商標庁への出願が上昇傾向を示してい
ることが分かる。
- 29) 藤田友敬「規範の私的形成と国家によるエンフ
ォースメント：商慣習・取引慣行を素材とし
て」, COESOFTLAW-2006-2
- 30) Duncan Matthews, 82 Chi.-Kent. L. Rev. 1369
(2007).
- 31) Eben Harrell, The Solution to the Skills Gap
Could Already Be Inside Your Company (2016),
[https://hbr.org/2016/09/the-solution-to-the-
skills-gap-could-already-be-inside-your-
company](https://hbr.org/2016/09/the-solution-to-the-skills-gap-could-already-be-inside-your-company)
- 32) Kyriakos Drivas, Claire Economidou, Sotiris
Karkalakos, Efthymios G. Tsionas, European
Economic Review, Volume 85, pp. 39~61 (2016.
6.)
- 33) MIT調査について, 以下参照。
[http://language.media.mit.edu/visualizations/
books](http://language.media.mit.edu/visualizations/
books)
- 34) Shahar Ronen, Bruno Gonçalves, Kevin Z. Hu,
Alessandro Vespignani, Steven Pinker, and
César A. Hidalgo, PNAS, 111 (52) E5616-E5622
(2014. 12.)
- 35) Athanasopoulos P, Bylund E, Montero-Melis G,
Damjanovic L, Schartner A, Kibbe A, Riches N,
Thierry G, Psychol Sci, 6(4), p.518-26 (2015. 4.)
(URLの参照日は全て2018年5月18日)

(原稿受領日 2018年5月24日)